

○騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域についての規制基準

平成13年4月1日

告示第106号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の規定により指定した地域について規制基準を定めたので、同法第4条第3項の規定により次のとおり公示する。

1 規制基準

時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		午前6時から午前8時まで（単位デシベル）	午前8時から午後6時まで（単位デシベル）	午後6時から午後9時まで（単位デシベル）	午後9時から午前6時まで（単位デシベル）
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

備考

- 1 測定点は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 2 「第一種区域」、「第二種区域」、「第三種区域」及び「第四種区域」とは、それぞれ次の各号に掲げる地域をいう。
 - (1) 第一種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域
 - (2) 第二種区域 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用

地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに同法第8条第1項第1号に規定する用途地域の指定のない地域

(3) 第三種区域 都市計画法第2章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域並びに準工業地域

(4) 第四種区域 都市計画法第2章の規定により定められた工業地域

3 「既設の学校、保育所等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所（以下「保育所」という。）並びに医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる施設を有するものであって、昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第1条に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）又は保育所（昭和45年4月1日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。

2 実施日

平成13年4月1日

附 則〔平成30年3月30日告示第201号〕

この告示は、平成30年4月1日から施行する。